

## 組織再編（合併、会社分割、株式交換、株式移転、株式交付）の無効の訴え

提訴期間（会社 828 I ⑦～⑬）	効力を生じた日（会社 750 I ・ 754 I ・ 759 I ・ 764 I ・ 769 I ・ 774 I ・ 814 I ・ 49）から 6 ヶ月以内
原告（会社 828 II ⑦～⑬）	各当事会社の株主、取締役、執行役、監査役、清算人、破産管財人、組織再編について承認しなかった債権者 * 株式交付では、株式交付子会社側は株式・新株予約権を株式交付親会社に譲り渡した者だけ
被告（会社 834 ⑦～⑫の 2）	各当事会社（組織再編後存続するもの） * 株式交付では、株式交付親会社だけ
訴えの管轄（会社 835 I）	被告会社の本店の所在地を管轄する地方裁判所
複数の訴えがあった場合の管轄・移送（会社 835 II Ⅲ）	複数の地方裁判所に管轄権→先に訴えの提起があった方に管轄権、ただし、他の管轄裁判所への移送あり
担保提供命令（会社 836）	被告の申立てにより原告株主に担保提供命令
弁論・裁判の必要的併合（会社 837）	同一請求を目的とする訴えに係る訴訟が数個同時に継続→弁論・裁判を併合
対世効（会社 838）	請求認容判決→第三者にも効力
遡及効否定（会社 839）	請求認容判決→組織再編は将来に向かって効力を失う
無効判決の効力	合併・会社分割（会社 843） 株式交換・株式移転（会社 844） 株式交付（会社 844 の 2）
原告敗訴の場合の損害賠償責任（会社 846）	原告に悪意・重過失→被告に対して損害賠償責任